

平成23年4月1日  
東日本大震災に関する  
災害対策本部決定

## 被災学生の受入れに関する基本方針

東日本大震災に係る被災地域の大学に在学する学生であって、震災による物的・人的損害によって教育を受けたり、研究に従事したりすることが困難になった者（以下「被災学生」という。）の緊急的な受入れについては、以下のような基本的な考え方に立って対応する。

1. 本学に対して、被災学生の所属する大学又は学部・研究科等の組織の長もしくは当該学生の指導教員から、被災学生の受入れに関する依頼があった場合、本部及び関係部局の連携の下、積極的に対応する。
2. 学則に基づく非正規学生（研究生、聴講生、大学院科目等履修生など）、研究所規則に基づく研究所研究生としての被災学生の受入れについては、当該部局において、当該学生の事情を考慮しつつ、適切に選考を行う。
3. 前項の選考を経て被災学生の受入れを行おうとする場合、学費の取扱いその他の諸手続きについて、当該学生の事情を考慮して柔軟な対応に努める。
4. その他、第2項の規則に基づく形態以外で受入れを行うことが適当であると部局長が判断する場合、当該部局は災害対策本部への連絡・相談を行い、その指示を受け、必要に応じて規則整備を行うなど適切に対応する。また、被災学生の受入れに係る制度上の隘路への対応について、可及的速やかな検討を行う。